



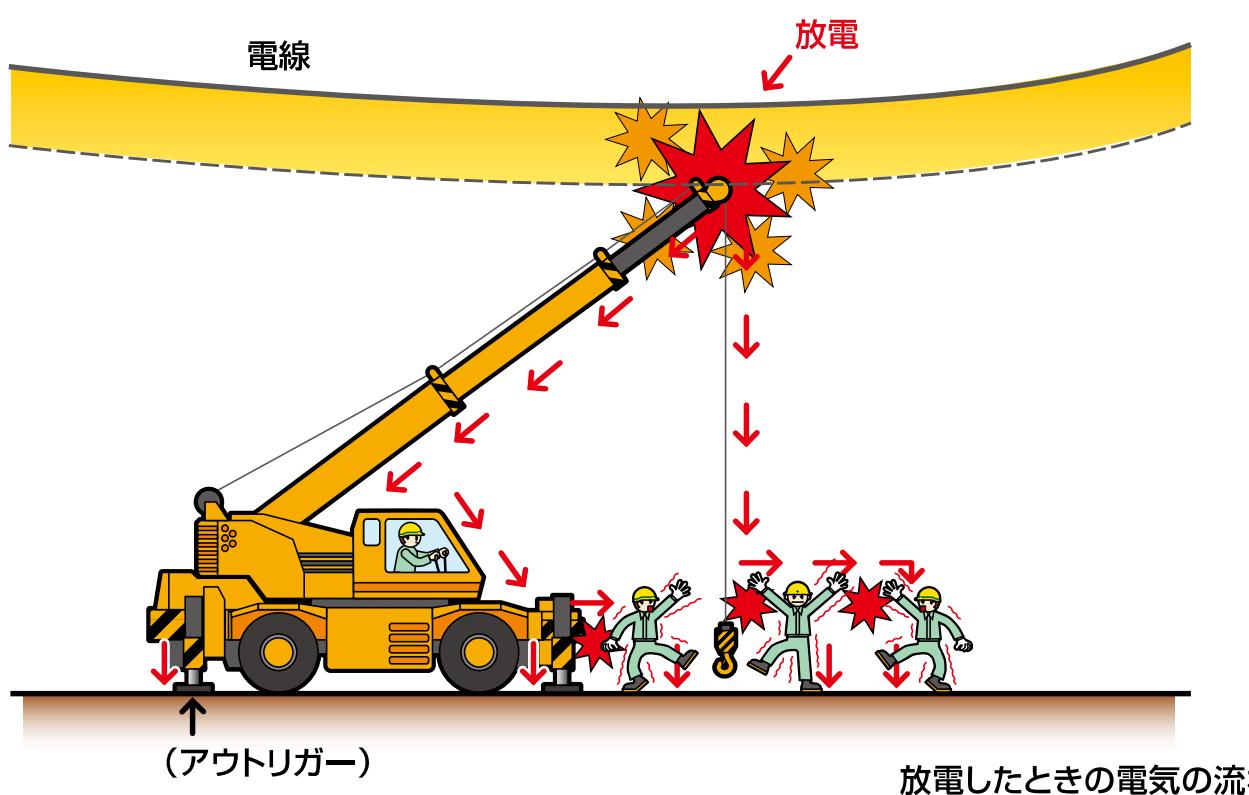
中部電力パワーグリッド

むすぶ。ひらく。

CHUBU
Electric Power

電線の近くで作業される方へ

1本の電線に近づくだけで放電します。



後援／ 愛知労働局
三重労働局
長野労働局

静岡労働局
岐阜労働局

powergrid.chuden.co.jp

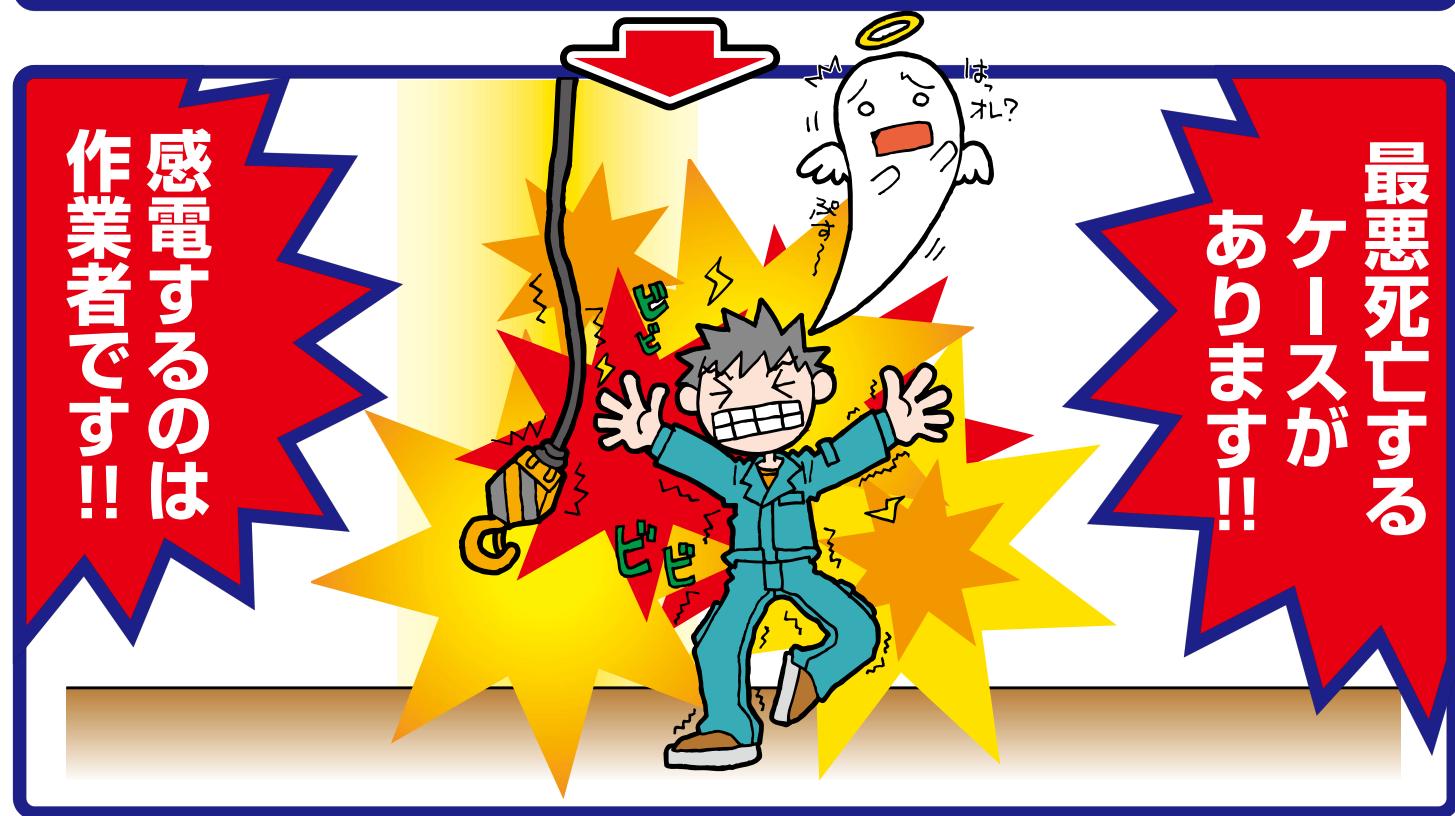
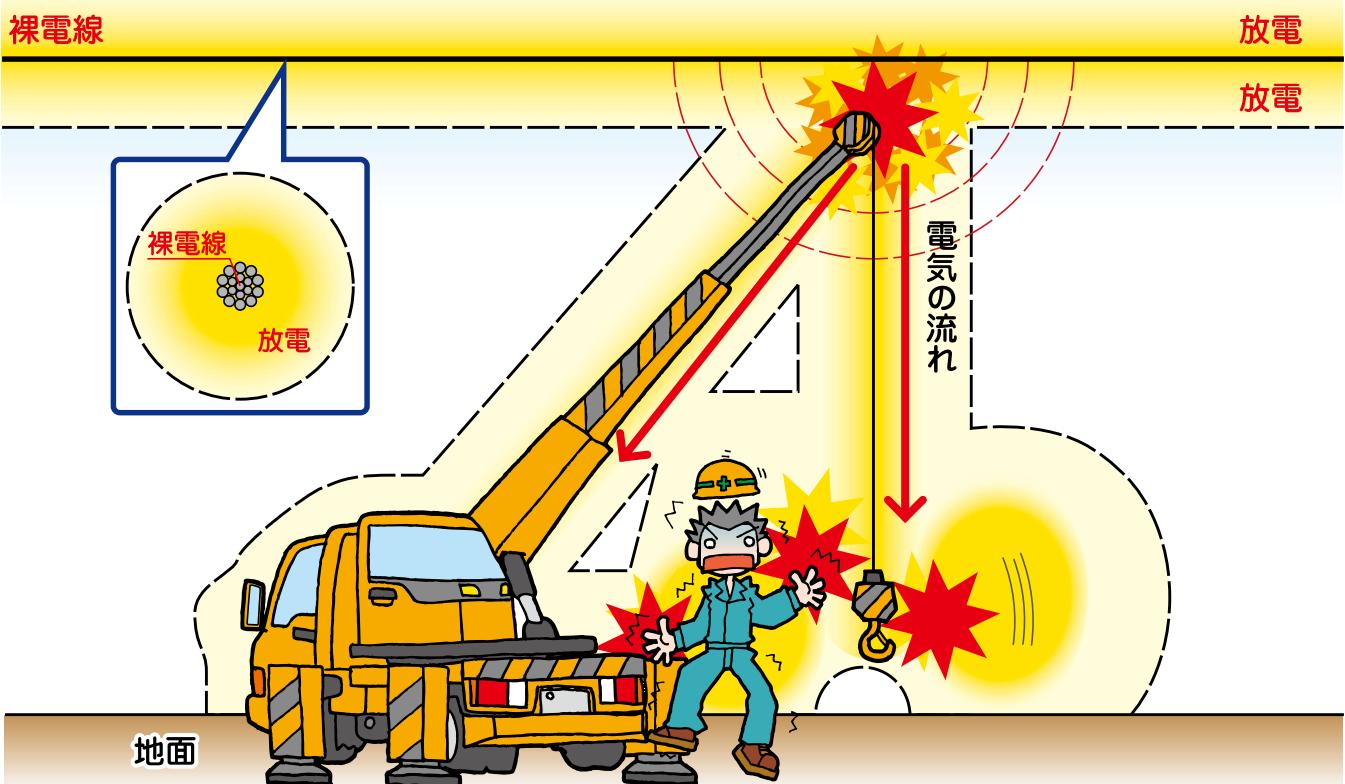


HPリンク
(電線の近くで作業される方へ)



もし放電をおこしてしまうと

放電事故はこのようにしておこります!!

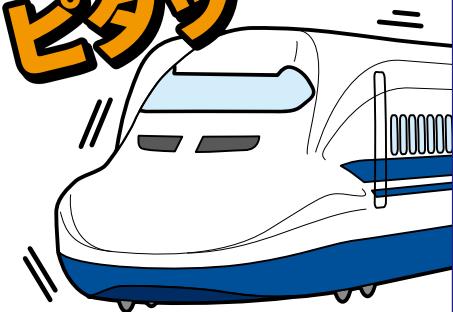


大変なことになってしまいます!

都市に
大停電!!
社会的に
大影響が!!

交通機関に…

ピタツ



工場に…

じ~ん



生活に…

ぴ
た
り



断水

病院に…

人命に



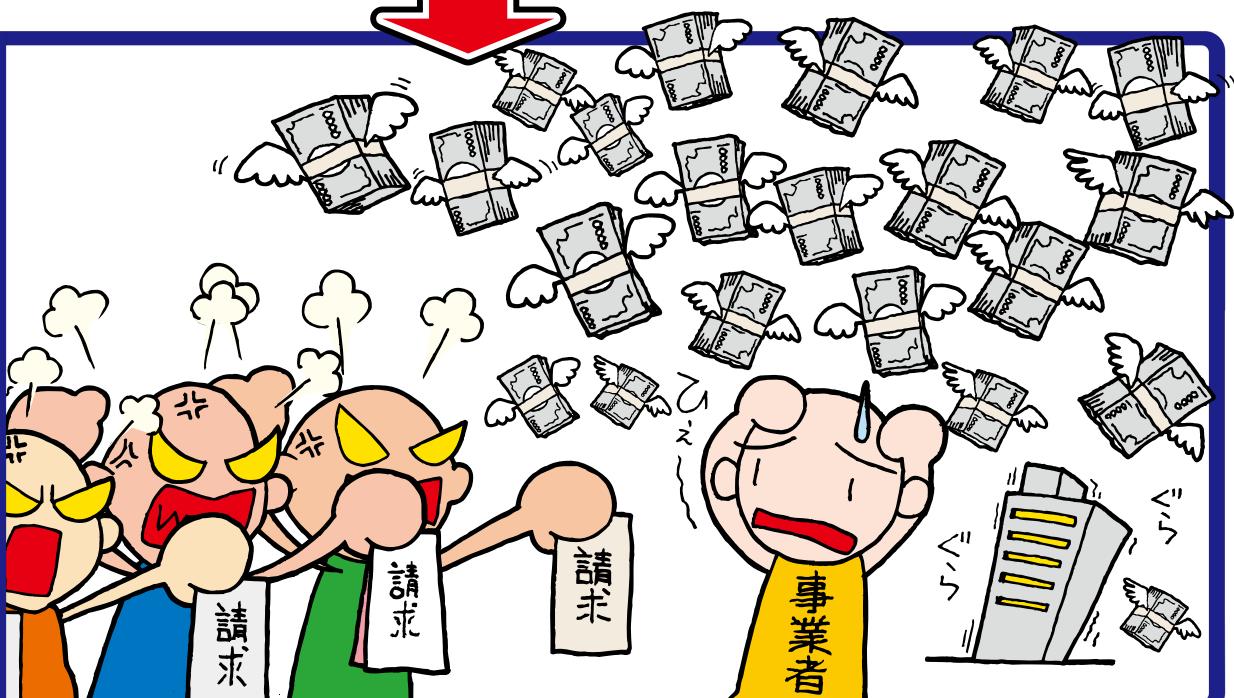
オフィスに…

ぱつ

まつ白

経済に

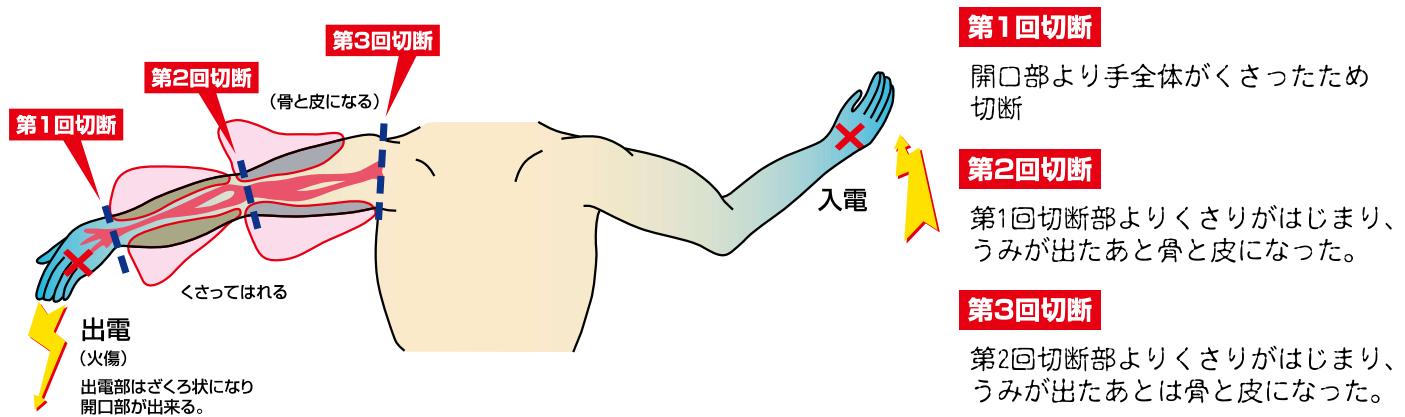
莫大な補償金を請求される可能性があります!!



感電による傷跡の状況例……両腕切断

被災の状況

- 電気は右手から入り左手より出た。
- 被災者の両腕は火傷により“穴”があいた。
- 電気の流れた部分がしだいにくさりはじめ10日間くらいの間隔で腕の切断をくり返し両腕が肩からなくなった。

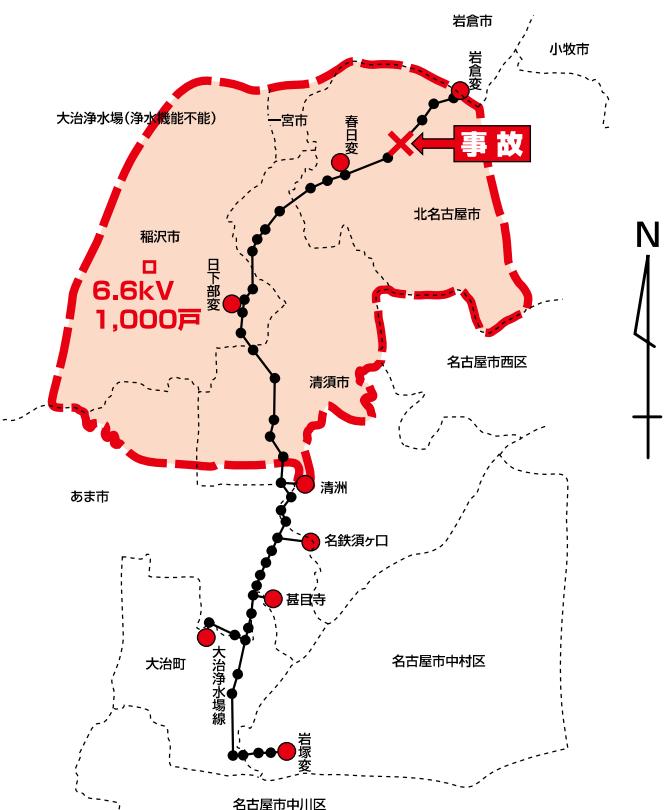


停電発生時の被害例

停電の範囲

5市町村**50,300戸**

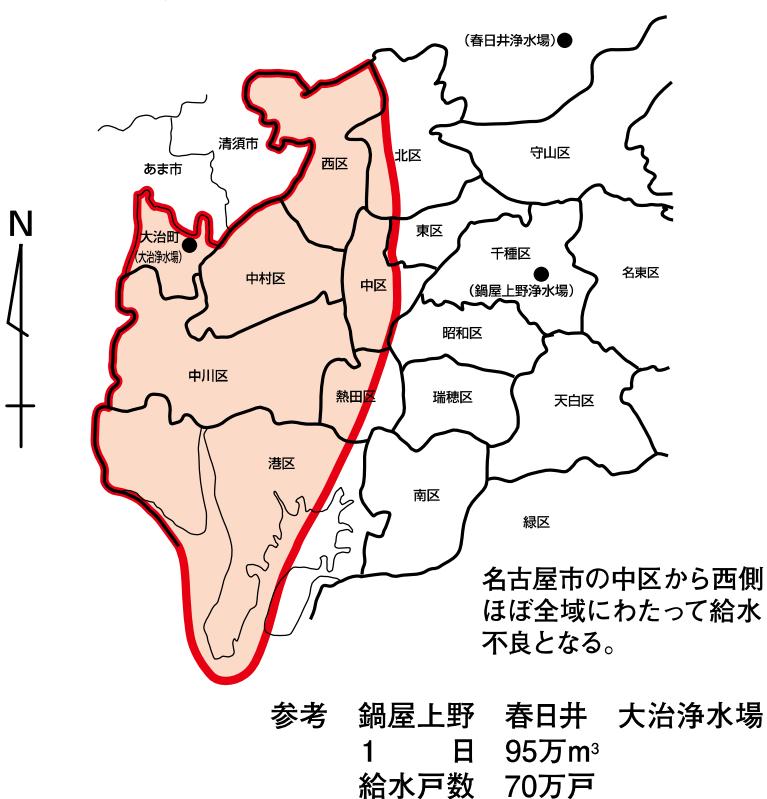
77kV岩倉日下部線事故に伴う停電地域



浄水場の停電に伴い給水に影響のでた範囲

給水戸数**300,000戸**

77kV岩倉日下部線事故に伴う大治浄水場の
給水影響地域

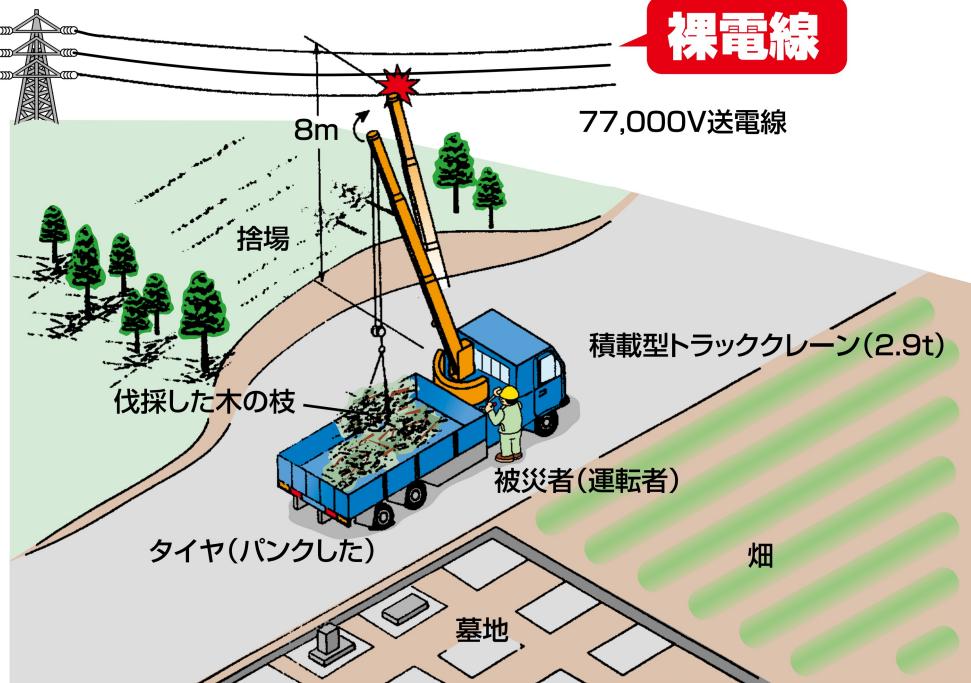


感電事故例

例1

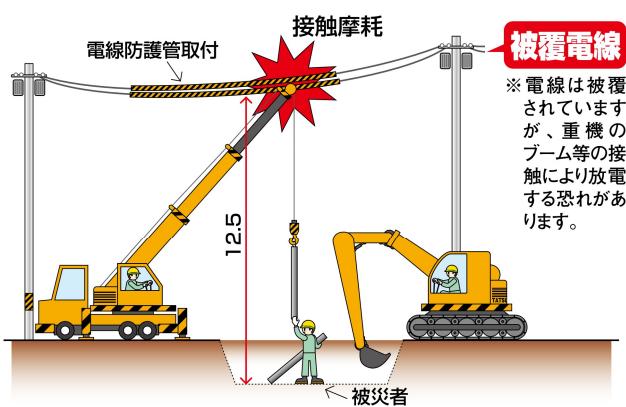
荷降ろし作業中に発生した**77,000V送電線**への**接近**による感電死亡事故

状況図



例2

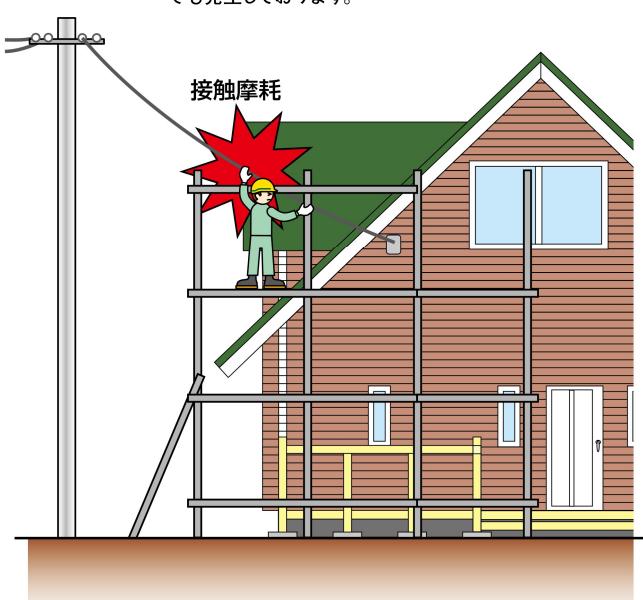
建設作業中に発生した
6,600V配電線への
接触による
感電死亡事故



例3

仮設足場組立中に発生した
100-200V引込線への
接触による
感電災害事例

※100-200Vの低圧引込線に限らず、6,600Vの高圧引込線でも発生しております。

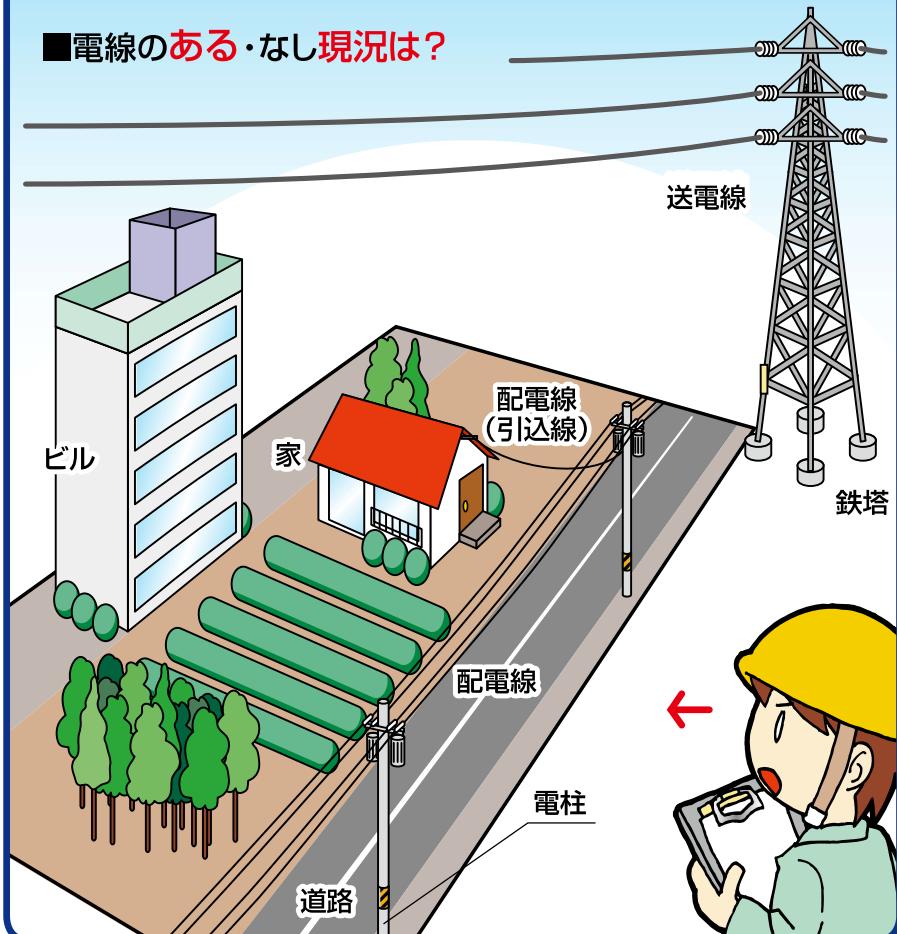


作業員が感電死!!
会社代表が書類送検!!

作業される方へお願いしたいこと

現地の確認をして下さい

■電線のある・なし現況は?



■電線は目で見ると

実測より高く遠く

見えるため注意!!

電線

誤差

実測

目測

地面

■電力会社に連絡
【送電線の場合】



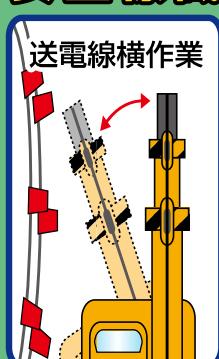
■より安全な距離を確保する為に…



●監視人を
配置してください



安全標識



【配電線の場合】

中電配電サポート
ホームページより
インターネット申込



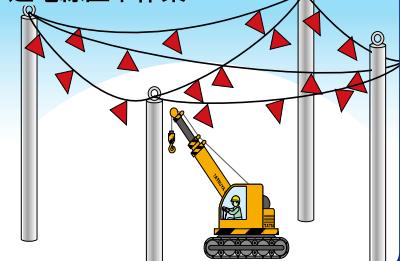
保安打合時の確認事項

- 1.労安法関連法規・通達等を遵守していただけない場合は、労働基準監督署に通知いたします。
- 2.本工事が原因で発生した停電に伴い、賠償請求や苦情があった時は、工事施工者に対応を行っていただきます。
- 3.万一、重機類が送電線に接触し設備に損傷・被害を与えた場合は、当該復旧作業に要した費用を賠償請求させていただきます。
※打合わせた内容は作業員へ周知してください。

配電線接近作業
(配電線のみ)

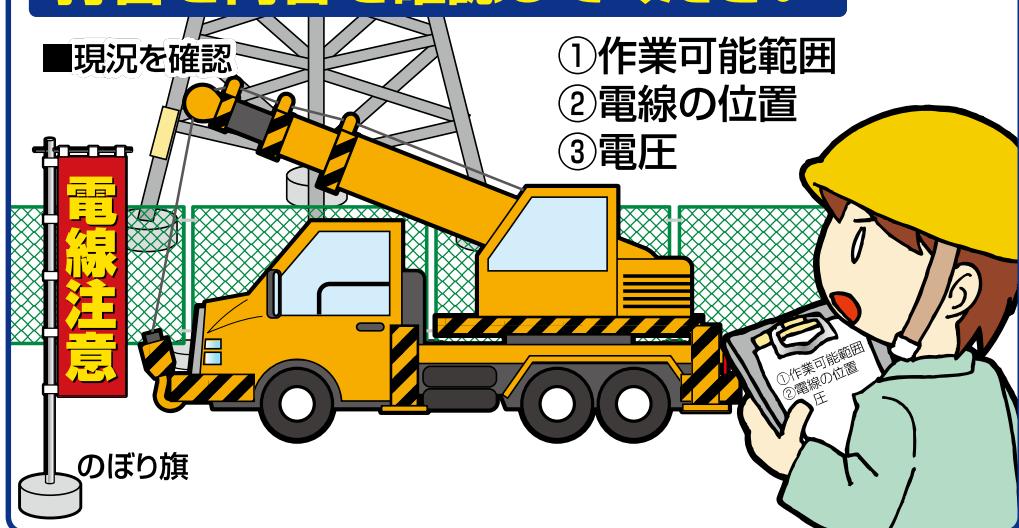


送電線直下作業



電線への接近防止措置例はP7参照

打合せ内容を確認してください

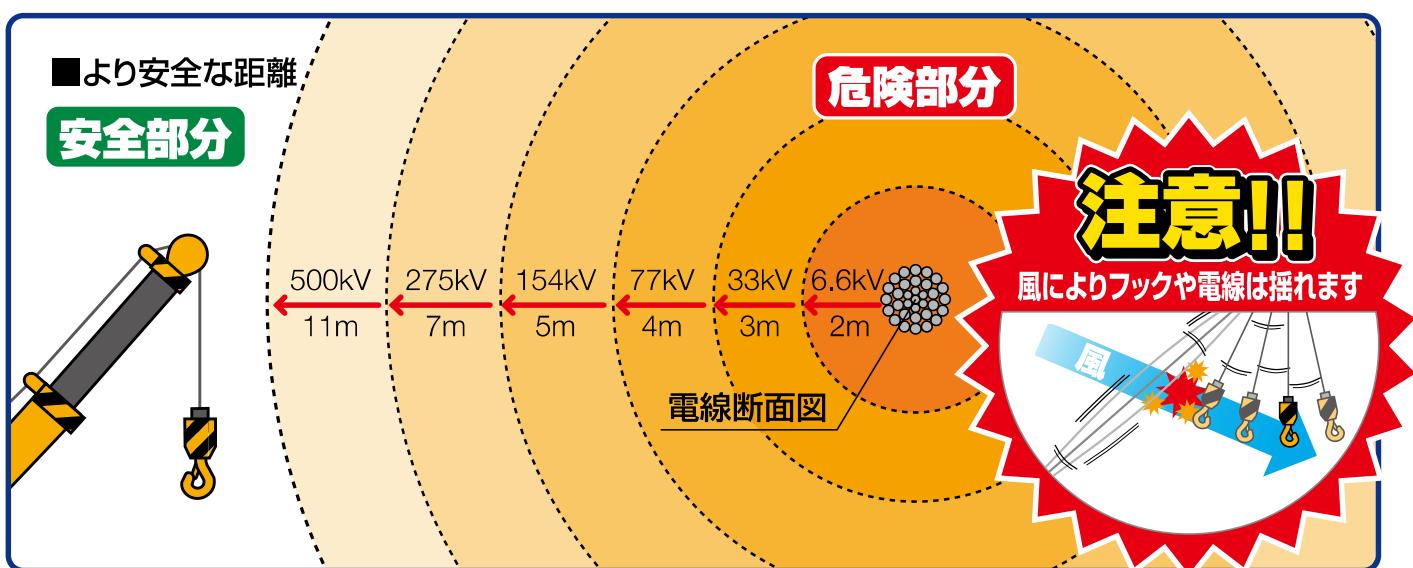


打合せをしていない時は、電力会社に問い合わせをお願いします。



■より安全な距離

安全部分

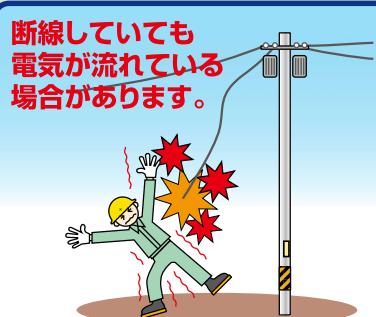


放電させたら…

電線



断線させたら…



- ・切れた電線には触れないでください。
- ・監視人を置くなど、他の人が電線に近づかないようにしてください。

即、電力会社に連絡

連絡事項は線路名、番号、状況、連絡者氏名、連絡先電話番号、連絡先住所を正確にお願いします。



■より安全な離隔を確保し降車する。

危険部分



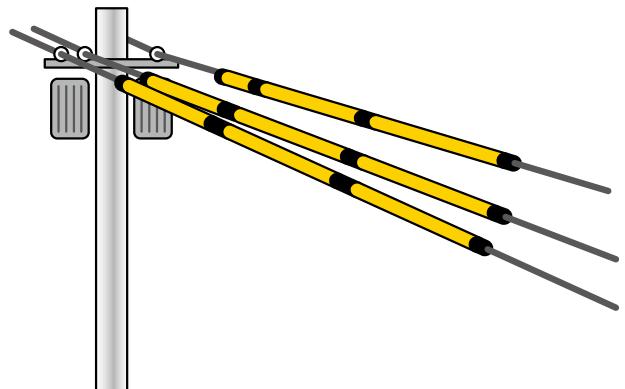
電線への接近防止措置例(安全標識)

●送電線の場合



●配電線の場合

※防護管が取付けてあっても触れると感電するおそれがあります。

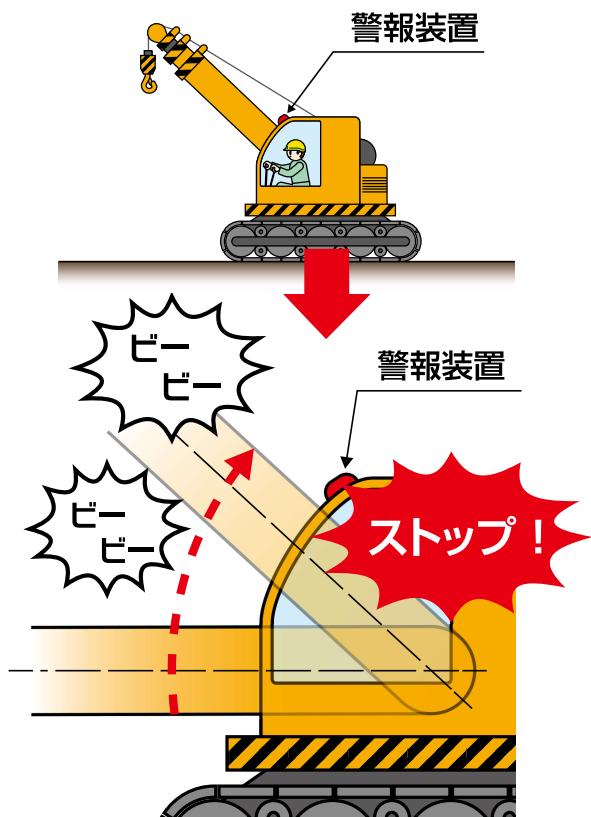


○安全標識の設置費用は施工者側の負担になります。

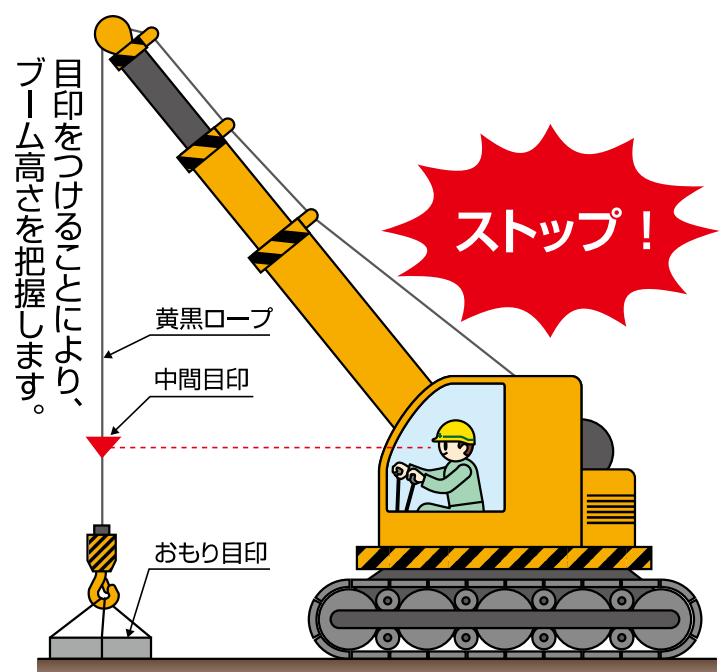
○配電線への防護管設置は中電配電サポートへの申込みが必要です。なお、防護管設置は感電防止措置の一つであり、他の措置を講じることによる対応も規定されています(労働安全衛生規則第349条)。

電線への接近防止措置例(クレーンリミッター)

●警報機によるリミッター



●簡易的なリミッター



より安全な距離が確保できるようにリミッターを設定してください!

送電線(裸電線) 11kV~500kV

- アルミ線



- 銅線



長幹がいし



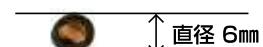
銅線の送電線は6600Vの配電線より細い
主に鉄塔を使用
一部はコンクリート柱を使用
姿がスッキリしている
工場・発電所・変電所に引き込んでいる

配電線(被覆電線) 100V~6600V

- 被覆電線



- 引込線



主にコンクリート柱を使用
一部は鉄柱を使用

民家の周辺や道路沿いに施設している
柱上に変圧器・開閉器がある
民家などに引き込んでいる

● 労働安全衛生法第29条の2・関連労働安全衛生規則第634条の2抜粋

(法第29条の2)

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講すべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(その他労働省令で定める場所:労働安全衛生規則第634条の2)

架空電線の充電電路に近接する場所であって、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの(関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。)

● 労働安全衛生法第20条第3号・関連労働安全衛生規則第349条抜粋

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

1. 当該充電電路を移設すること。
2. 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
3. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
4. 前1~3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

● 労働基準局通達 基発第759号抜粋

1. 送電線に対して安全な離隔距離を保つこと。

移動式クレーン等の機体、ワイヤロープ等が目測上の誤差等により、離隔距離内に入ることを防止するために、移動式クレーン等の行動範囲を規制するための木柵、移動式クレーンのジブ等の行動範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましいこと。

2. 監視責任者を配置すること。

移動式クレーン等を使用する作業について的確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し、安全な作業の遂行に努めること。

3. 作業計画の事前打合せをすること。

この種作業の作業計画の作成に当たっては、事前に、電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程、方法、防護措置、監視の方法、送配電線類の所有者の立会い等について、十分打ち合わせるように努めること。

4. 関係作業者に対し、作業標準を周知徹底させること。

関係作業者に対して、感電の危険性を十分周知させるとともに、その作業標準を定め、これにより作業が行われるよう必要な指導を行うこと。

● 労働安全衛生法第74条

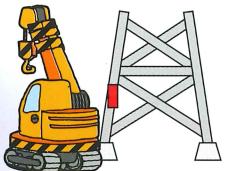
都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあつては、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。
 - 一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。
 - 二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
 - 三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたとき。
 - 四 第百十条第一項の条件に違反したとき。

労働安全衛生規則の電線との離隔距離

| 電線路の電圧 | | 最小離隔距離 (労働安全衛生規則) | より安全な距離 |
|--------|-----------------|----------------------|---------|
| 配電線 | 100V,200V | 1.0m | 2.0m |
| | 6,600V | 1.2m | |
| 送電線 | 11,000V~44,000V | 2.0m | 3.0m |
| | 66,000V~77,000V | 2.2m~2.4m | 4.0m |
| | 154,000V | 4.0m | 5.0m |
| | 275,000V | 6.4m | 7.0m |
| | 500,000V | 10.8m | 11.0m |

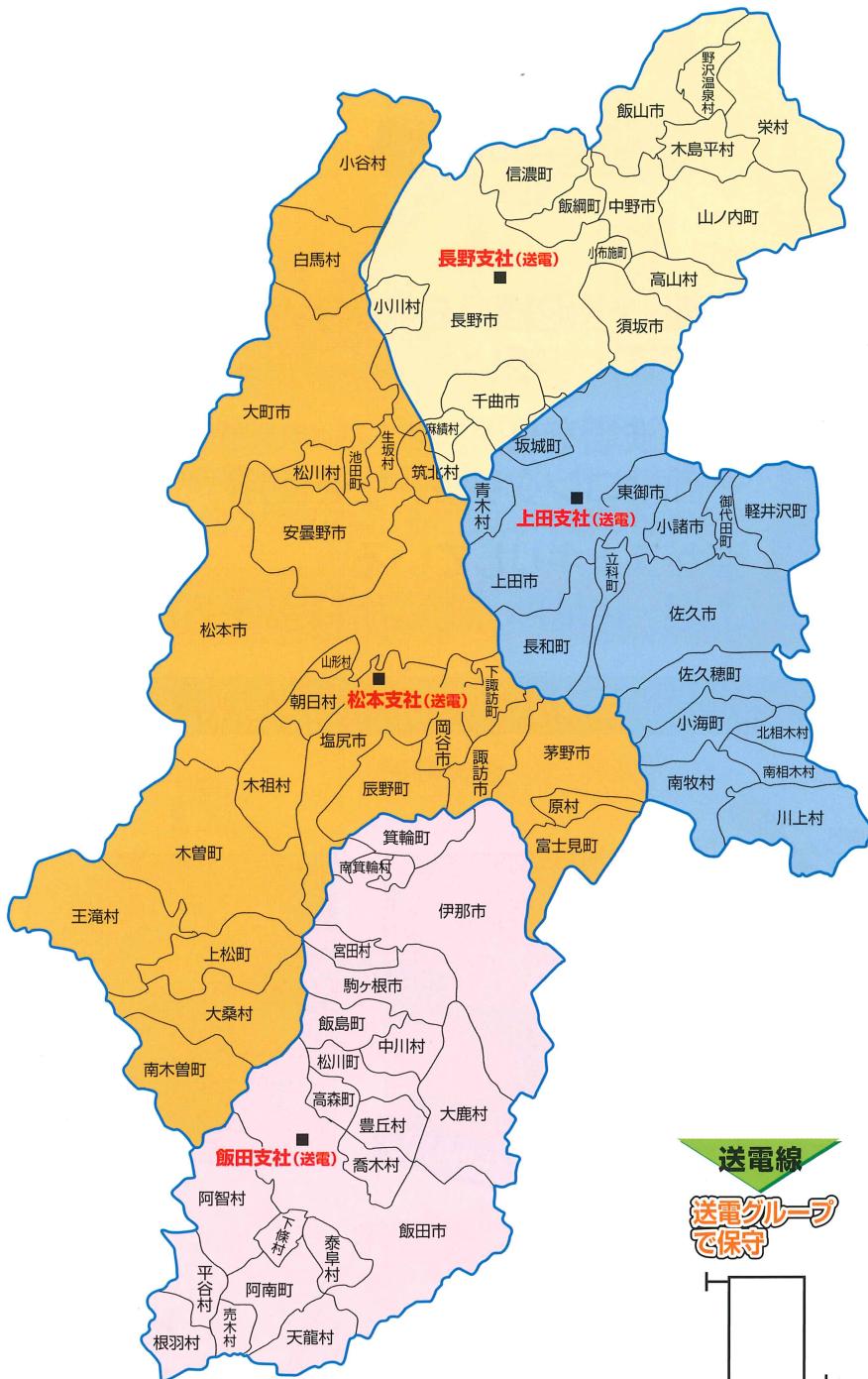
※当社をはじめとし、全国の電力会社では停止時の“ジブ振れ”“目測による誤差”を考慮し、上記に示す「より安全な距離」を設定しています。



中部電力パワーグリッドへの
ご連絡くださる時のお願い

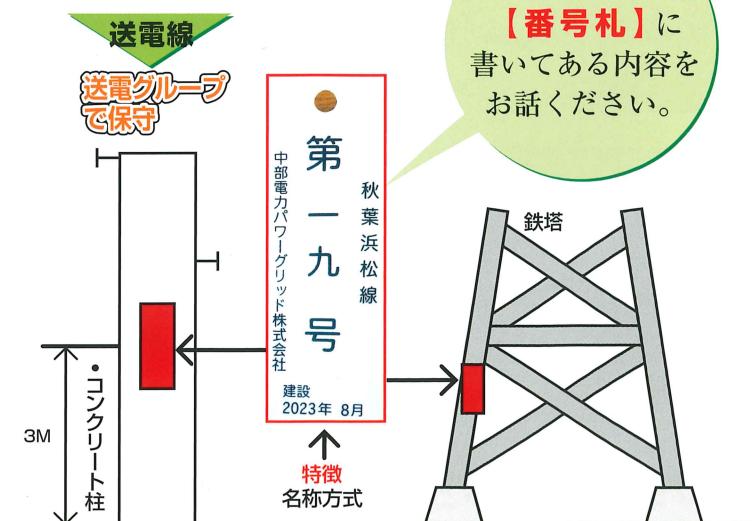
送電線保守エリア図

2024年4月現在



| 凡 例 | |
|---------|----------------------|
| 事 業 場 名 | 電 話 番 号 |
| 長 野 支 社 | 送電グループ (026)400-6909 |
| 上 田 支 社 | 送電グループ (0268)84-6900 |
| 松 本 支 社 | 送電グループ (0263)52-2332 |
| 飯 田 支 社 | 送電グループ (0265)53-6919 |

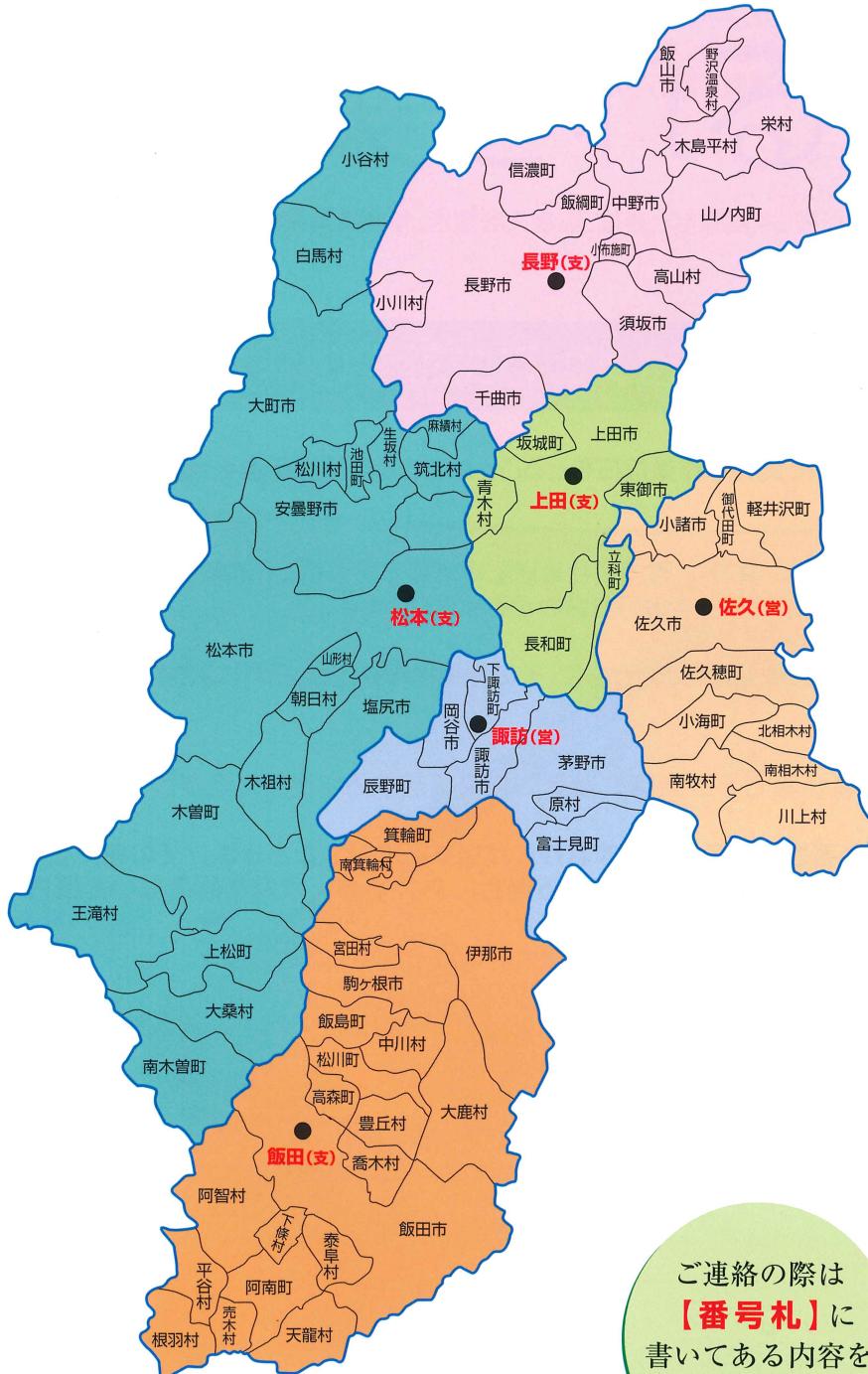
| | 凡 例 |
|-----|--|
| 送電線 | — 保守境界線 ■ 事業所所在地 |



中部電力パワーグリッドへのご連絡は **番号札** を見て、
送電線と配電線を区別していただくと大変ありがとうございます。

配電線保守エリア図

2024年7月現在



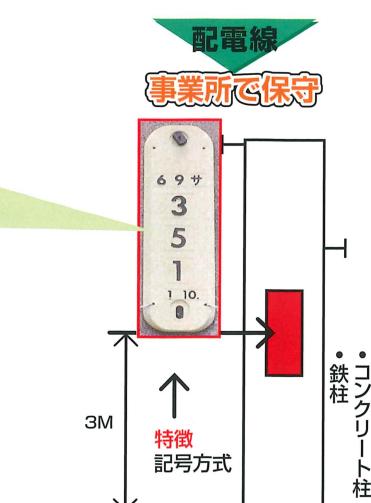
【申込方法】

防護管取付申込は、
中電配電サポートの
ホームページから
インターネットで
お願いします。

| 凡　例 | |
|-------|--------------|
| 事業所名 | 電話番号 |
| 長野支社 | 0120-984-385 |
| 上田支社 | 0120-984-536 |
| 佐久営業所 | 0120-984-503 |
| 松本支社 | 0120-984-565 |
| 諏訪営業所 | 0120-984-900 |
| 飯田支社 | 0120-984-933 |

ご連絡の際は
【番号札】に
書いてある内容を
お話しください。

| 凡　例 | |
|-----|--------------------------|
| 配電線 | 保守境界線 |
| ● | 事業所所在地 支社:(支) 営業所:(営) |

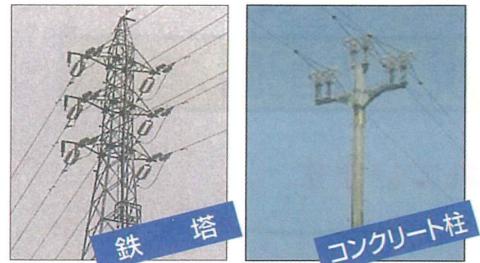


クレーン等の運転者・玉掛け者の方へお願い

電気の知識

電気事故を防ぐためには、より安全な距離を！

送電設備写真



電圧別の安全な距離

| 電圧 | より安全な距離 |
|---------|---------|
| 11~44kV | 3 m |
| 66~77kV | 4 m |
| 154kV | 5 m |
| 275kV | 7 m |
| 500kV | 11 m |

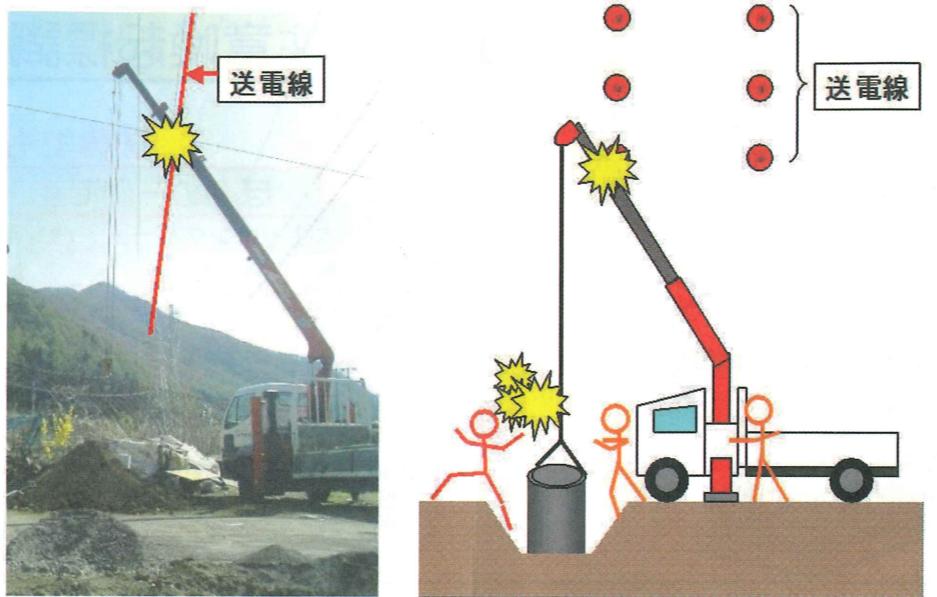
お願い！

- 作業前に必ず中部電力パワーグリッドへ連絡ください。
- 電線に触れなくても接近するだけで放電します！
- 風による電線の揺れや目測の誤差を考慮して「より安全な距離」の確保が必要です。

事故事例

2.9t クレーン付トラックのブーム接触（感電死亡）

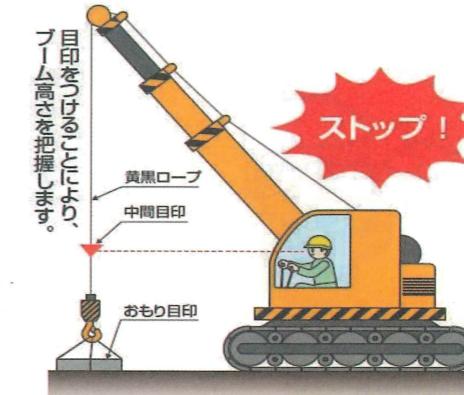
クレーン付トラックを使用してヒューム管設置作業中に誤ってブームを電線に接触させ、吊り荷介添え作業者が感電死亡した。



安全対策措置例

簡易的なクレーンストッパー

ロープによる簡易的なリミッター



警報機によるリミッター



ロープに目印をつけることで目元で ブームの位置を確認できます。 ブームに目印をつけることでブームの角度・高さを制限します。

事故による損失（その1）

事故を起こしてしまうと大変なことになります！

◎玉掛け者が感電死傷！！

【例】手足の切断を繰り返した後に死亡



※放電させてしまったら…
当社に連絡してください！！

<連絡事項>

・線路名、鉄塔番号

・状況

・連絡者氏名、電話番号、住所

事故による損失（その2）

◎都市に大停電！！

交通機関に



工場に



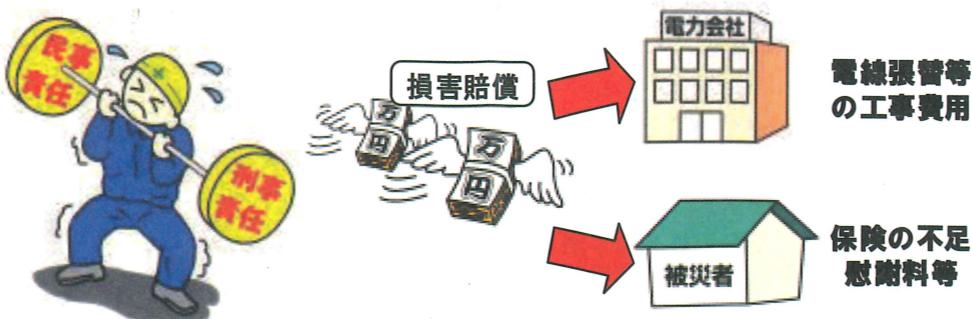
病院に



オフィスに



更に民事責任・刑事責任が……



当社連絡先一覧

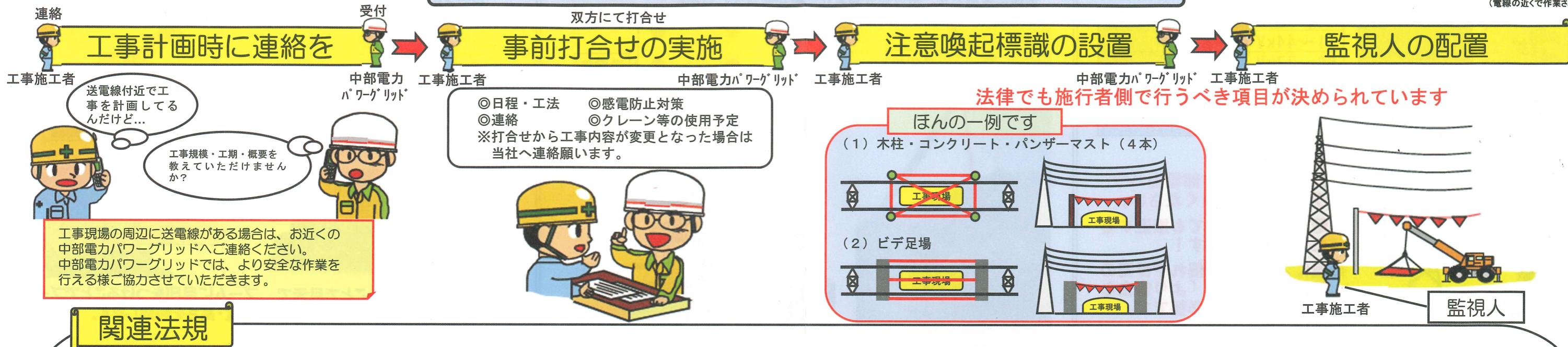
作業前、工事計画変更時は中部電力パワーグリッドへご連絡ください！！

| 事業所名 | 電話番号 | 主な担当区域 |
|----------------|----------------|---|
| 長野支社 送電グループ | [026] 400-6909 | 長野市、千曲市、中野市、須坂市、飯山市、上水内郡、埴科郡（坂城町の一部）、上高井郡、下高井郡、下水内郡、東筑摩郡（麻績村） |
| 上田支社 送電グループ | [0268] 84-6900 | 上田市、佐久市、小諸市、東御市、小県郡、埴科郡（坂城町の一部）北佐久郡、南佐久郡 |
| 松本支社 送電グループ | [0263] 52-2332 | 松本市、塩尻市、東筑摩郡（朝日村、山形村）、木曽郡、大町市、安曇野市、北安曇郡、岡谷市、東筑摩郡（筑北村、生坂村）、諏訪市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡（辰野町） |
| 飯田支社 送電グループ | [0265] 53-6919 | 飯田市、駒ヶ根市、伊那市、上伊那郡（飯島町、宮田村、中川村、箕輪町、南箕輪村）、下伊那郡、静岡県（浜松市の一部）、愛知県（豊根村） |

HPリンク
(電線の近くで作業される方へ)

送電線付近で工事をされる皆様へ

施工側で注意喚起標識の設置、監視人の配置をお願いします



労働基準局通達 基発第759号抜粋

1. 送電線に対して安全な離隔距離を保つこと
2. 監視責任者を配置すること
3. 作業計画の事前打合せをすること
4. 関係作業者に対し、作業標準を周知徹底させること

労働安全衛生法第29条第2号・関連労働安全衛生規則第634条の2抜粋

(法第29条第2号)

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(その他労働省令で定める場合)

架空電線の充電電路に近接する場所であって、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

労働安全衛生法第20条第3号・関連労働安全衛生規則第349条抜粋

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

1. 当該充電電路を移設すること。
2. 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
3. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
4. 前記1～3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

労働安全衛生法第74条抜粋

都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、

第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあっては、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

※労安法関連法規・通達等を遵守していただけない場合は、労働基準監督署に通知いたします。